

今回は、何かと注目をされている「退職金制度」(企業年金)について解説します。



そもそも「企業年金」とは…

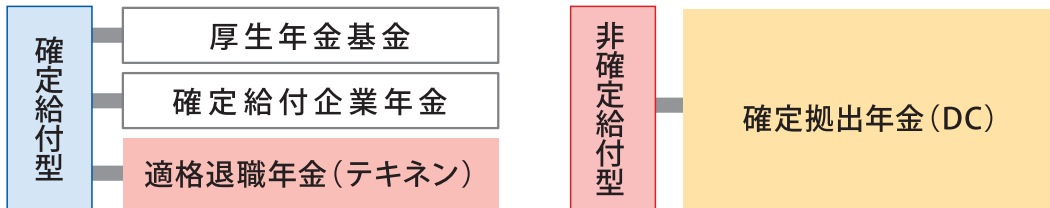
企業にお勤めしている方の退職金(全部または一部)を法律に則り、事業主があらかじめ生命保険会社や信託銀行に積立し一定の加入年数を満たした方が、原則「企業年金=退職金の利息付分割払い」を受取ることができる制度です。(年金規約に定めることにより、一時金として受取することもできます。)

Q1 「企業年金」には、具体的にどんな制度があるの?

何年加入したらいくらもらえるか決まっている制度で、積立金の管理は事業主責任で行なう制度です。

毎月積立をするということは決まっていますが、積立金の管理は勤労者が自己責任で行ない、いくらもらえるかは金利や経済情勢によって変わります。

企業年金っていうけど、公的年金とは違って、退職金制度の一部なんだね。



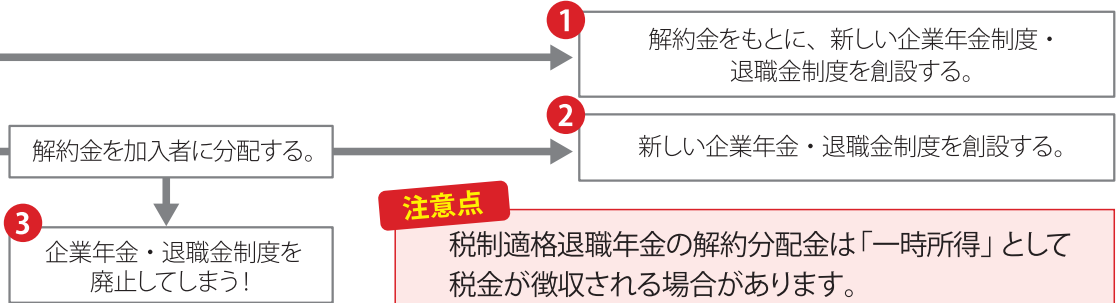
ご注意! この制度は、2012年3月末で「廃止」になる予定です!

※他に中小企業退職金共済等の共済制度、保険を利用した制度、企業の事業資金から支払われる退職一時金制度等もありますが、法律に定められた「企業年金」ではありません。

Q2 適格退職年金(テキネン)が廃止されたらどうなるの?

⇒詳細内容はまだ決っていませんが、多くの事業所でこんなことが予想されています。

適格退職年金解約



Q3 「企業年金=退職金の利息付分割払い」について、もう少し詳しく教えて!

⇒事例：退職金額 1,000 万円、年金給付 利率 2.5%、10 年有期「確定給付企業年金」の場合…

退職金 1,000 万円	10 年間分割受取りを選択した場合		
	1 年目	2 年目	10 年目
	1 年あたり 受給額 約 114.2 万円	1 年あたり 受給額 約 114.2 万円	1 年あたり 受給額 約 114.2 万円
	1. 公的年金が受給できるまでのつなぎ資金として活用できる 2. 公的年金だけでは不足する老後の生活資金にプラスとなる 3. 制度によっては安定した高利回りの資金で受け取ることができるなど、いろんなメリットがあります!		

※企業年金の年金受給は「公的年金等雑所得」として、課税される場合があります。

ポイント
みなさんも、ぜひ自分のお勤め先の退職金制度がどのような制度なのか、確認してみてくださいね。

〈ろうきん〉だから企業年金でお役に立てること……「役割発揮宣言」をご紹介します。

- 企業年金制度に関する情報提供や学習会、個別制度診断等のアドバイスを専門職員が無料でサポートします。
- 企業年金に関する講師のセミナーを企画・開催します。※今後、国際財務報告基準(IFRS)関連にご注目下さい。
- 企業型確定拠出年金導入企業に「加入者教育」を積極的に実施しています。(この場合は有料となります。) etc